

「議会基本条例の検証」に市民参画を求める請願書

2018年2月20日 政策提言市民団体・市民自治あかし

請願の趣旨

明石市議会は昨年来、議会活性化推進委員会を中心に議会基本条例の改正も含む「条例検証」を進めておられます。

2014年4月に同条例を施行されてから4年目に入った段階で、条例の内容について検証作業に取り組み、議会改革のあり方や進め方について率先して取り組まれていることは、自治基本条例ならびに議会基本条例の趣旨からしてその積極的な姿勢に敬意を表します。

ただ、議会基本条例の策定過程においても私たちは、議会運営の最高法規である議会基本条例に市民の意見を反映するために、条例検討過程で市民の参画を保障する仕組みを入れるように求めた経緯がありましたが、今回の条例検証でも市民の参画が考慮されていないことに危惧を感じます。

自治基本条例には、第38条の「条例の検証および見直し」条項に、5年を超えない期間ごとに条例を見直すこととともに、「見直しは市民参画の下で行われなければならない」と謳っています。この規定に基づき、自治基本条例は市民検証会議を設置し市民代表を中心とした議論を経て見直すべき事柄の提言を報告書にまとめて市長に提出しています。

議会基本条例もその骨格は、議会自らがまとめた提案に基づき自治基本条例の8条、9条に盛り込まれています。議会基本条例の検証にあたっては当然のことながら、市民参画のもとで行うことが大切だと考えます。現在進められている議会内部での検証では、議会基本条例の命ともされる重要な条項について削除したり骨抜きにするような議論も行われているように見受けられます。「市民に開かれた議会」を掲げる議会基本条例のもとで、このような検証作業が進んでいることは主権者市民として看過できることではありません。

議会基本条例第4条では、「議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を果たさなければならない」「議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、市民が議会の活動に参加できるような方策を講じるものとする」と明記されています。また、自治基本条例第8条では、「…市民の意思を市政に反映するために、市民参加を推進し、市民に開かれた議会運営に努めなければならない」ことも謳われています。

議会内部でこれまで検討されてきた検証内容を市民に説明するとともに、検証・見直しの作業に市民が参画できる仕組みを速やかに講じられますよう、お願いします。

請願の項目

1. 議会基本条例の検証と見直しの経過を市民が情報共有できる方法を保障するとともに、検証と見直しに市民が参画できるようにしてください。

以上